

## 意見陳述書

岐阜地方裁判所 御中

(民事第2部合議係)

2021年10月25日

原告本人 松島 勢 至

この裁判の発端は、2014年7月24日、朝日新聞名古屋版の朝刊トップに「岐阜県警が個人情報漏洩」の見出しで、大垣署警備課とシーテック社の情報交換を報じたことです。

私は、この記事を見てすぐに、警察の行為は許せない、許してはいけないと思いました。そして、記事に名前が出ていた4人が原告となり、2016年12月21日に警察の不当な行為を問う国家賠償請求訴訟を、2018年1月29日には警察が保有している原告の個人情報抹消請求を追加提訴し、これまでに十数回の弁論を経て今回最終弁論に臨んでいます。

ここで、当初から私の中にある疑問点を挙げます。

まず第一に、なぜ一市民である私の行動が監視されなければならなかったのか？

第二に、警察といえども勝手に個人の情報を収集し、保有してもいいのか。

第三に、たとえ私の情報を知り得たとしても、営利を目的にしている一企業に情報を提供してもいいのか。

第四に、警察は平穏な大垣市を維持したいというが、私たちの行動が平穏を乱す行為なのか。

大きくは、この4点です。

これらのことが裁判で明らかになるのかと思っていましたが、被告は、警察法2条1項を唯一の拠りどころとして挙げるだけで、明確な回答はありません。被告は当初から、こちらの訴えに対して大半の認否をしていません。裁判に対する真摯な態度ではないと思います。

また、警察官の証人尋問を申請しました。シーテック社との情報交換や、情報収集

などの実態が少しは明らかになることを期待していましたが、実現せず、非常に残念です。警察は逃げたのだと思いました。

警察とシーテック社の情報交換をした議事録を読むと、私の生き方を否定し、私の行動があたかも大垣市の平穏を乱すようなものだと言っていることには怒りを覚え、腹が立ちます。情報交換の議事録に出てきますゴルフ場反対運動も、今回の風力発電勉強会も、私の、そして私たちの住む地域の生活を守るための行動です。それは憲法13条に「個人の尊重、幸福追求権」が、そして19条には「思想良心の自由」が謳ってあります。情報交換や情報収集などは、憲法に反して私たちの行動を否定するものであり、明らかに人権侵害だと思えます。たとえ警察であろうと許されることではありません。

私は真宗大谷派の僧侶です。念仏を抛りどころにして、佛の教えに添って生きようとするものです。阿弥陀仏は、我々に「地獄・餓鬼・畜生」の無い世界を生きて欲しいと願いをかけています。それは、戦争、そして貧困と格差、さらに誰からも管理されず、権力者の言いなりになることのない生き方をして欲しいという願いです。それは人間の根本の願いであり、生きとし生けるものの「いのち」が損なわれてはならないということです。

今回の事件は、「いのち」が損なわれたものと受け止めています。今この時に、ここに生きていることを否定されたのです。人を監視し情報を収集するということはそういうことです。被告・警察はそのことをしっかりと受け止めて欲しいと思います。誰であろうと監視しても監視されてもいけないのです。人が自分の信念で生きていることを否定することは許されないことです。人が自由にものを言い行動することを制限される社会は地獄であり、畜生の生き方を強いることです。

今回の裁判で問われているのは基本的人権だと思います。「いのち」そのものに対する基本的な在り方が問われているのです。

どうか裁判官に置かれましては、このことを深く受け止めていただき、憲法に則った厳正な判断を下していただきますようお願いして、私の意見陳述とします。

以上